

ベースアップ評価料についてのご案内

当院では、令和6年10月より「ベースアップ評価料」の算定を開始いたします。

「ベースアップ評価料」は、令和6年6月診療報酬改定において、国の方針として進められている賃上げのために新設されたものであり、診療費の中に下記点数が加算され、窓口負担が増える場合があります。

※外来ベースアップ評価料（1）1日につき

1 初診時 6点

2 再診時等 2点

※入院ベースアップ評価料（17）1日につき 17点

本評価料は医療従事者の処遇改善にその全額を充当することにより、医療従事者が安心して職務に従事すること等を目的としております。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年10月

医療法人清仁会 清仁会病院